

議事日程第5号

平成25年9月26日(木)

第1 議案上程(議案第61号から第74号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別、決算特別)

質疑、討論、表決

---

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議会案上程(議会案第48号から第50号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第3 議員派遣の件

---

出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭	10番 安田健次郎
11番 米谷勝	12番 高野寛志	13番 古仲清紀
14番 土井文彦	15番 小松穂積	16番 中田謙三
17番 戸部幸晴	18番 船木正博	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

---

欠席議員(1人)

7番 吉田直儀

---

議会事務局職員出席者

事務局長	杉本光
主席主査	湊智志
主査	杉本一也
主査	武田健一

---

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	伊藤 正孝
教育長	杉本 俊比古	監査委員	湊 忠雄
総務企画部長	山本 春司	市民福祉部長	船木 道晴
産業建設部長	渡辺 敏秀	教育次長	小玉 一克
企業局長	佐藤 稔	総務企画課長	原田 良作
海フェスタ推進室長	加藤 秋男	財政課長	目黒 重光
税務課長	佐藤 盛己	生活環境課長	渡部 源夫
子育て支援課長	天野 綾子	福祉事務所長	鈴木 金誠
農林水産課長	佐藤 喜代長	観光商工課長	松橋 光成
建設課長	三浦 秋広	下水道課長	千田 俊彦
若美総合支所長	蓬田 司	病院事務局長	杉山 武
会計管理者	石川 静子	学校教育課長	鈴木 雅彦
生涯学習課長	大坂谷 栄樹	監査事務局長	笹川 貞俊
農委事務局長	中田 和彦	企業局管理課長	安藤 恒昭
選管事務局長	(総務企画課長併任)		

午後 2時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより、本日の会議を開きます。

吉田直儀君から欠席の届け出があります。

---

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

---

日程第1 議案第61号から第74号まで一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第61号から第74号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第62号男鹿市市税条例及び男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度における特別徴収税額の変更等のほか、個人市民税及び国民健康保険税の課税特例における課税対象所得の再編など、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

当局から、本議案は、平成25年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税を公的年金から特別徴収する制度において、その特別徴収税額の変更と住所要件の見直しのほか、個人市民税及び国民健康保険税の課税において、特例を受ける株式及び公社債の配当所得、利子所得、譲渡所得等の課税所得の改正が行われたことにより、関係条例の一部を改正するものであるとの説明があったのであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第63号男鹿市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例

の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正により、地方税における延滞金の割合が引き下げられたことに準じ、本市における税外収入金に係る延滞金の割合を引き下げするため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、主な税外収入金の未済額の状況について質疑があり、当局から、平成24年度一般会計決算における主なものとしては、保育料が約145万円、市営住宅使用料等が約252万円、市有土地貸付収入金が263万円、ため池等整備事業分担金が約16万円などとなっている状況であるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。15番小松穂積君

【15番 小松穂積君 登壇】

○15番（小松穂積君） 教育厚生委員会に付託になりました、議案第64号から第66号までについて、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第64号男鹿市子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

本議案は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、男鹿市子ども・子育て会議を設置するため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、児童クラブの現状改善の考え方について質疑があり、当局から、本市の一部の児童クラブについては、保育室の児童1人当たりの床面積が国のガイドラインに若干満たない状況もあるが、小学校内に設置していることから、体育館やグラウンドも使用することが可能なため、一概に不便さはないのではないかと考えている。また、今後、小学校統合に伴う利用者の増により狭くなる施設については、国の補助金を活用し、改修してまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、若美地区の小学校統合に伴う学童保育の今後の方向性について質疑があり、当局から、市としては、仕事をしながら子育てが可能な支援体制が重要と考えており、関係部署と協議を続けているところである。

鵜木小学校については、統合により学童保育施設の拡充が必要となるが、改修に係

る国の補助金については統合が決定してからの申請となることから、改修が完了するまでの間は他の空きスペースも利用しながら対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 6 5 号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正により、地方税における延滞金の割合が引き下げられることに準じ、本市における介護保険料に係る延滞金の割合を引き下げするため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 6 6 号男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正により、地方税における延滞金の割合が引き下げられることに準じ、本市における後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合を引き下げするため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5 番三浦利通君

【5 番 三浦利通君 登壇】

○5 番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第 6 7 号男鹿都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 6 8 号男鹿市若美地区特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第 6 9 号男鹿市若美地区漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本 3 件は、地方税法の一部改正により、地方税における延滞金の割合が引き下げら

れることに準じ、下水道事業等における受益者負担金及び分担金に係る延滞金の割合を引き下げするため、各条例の一部を改正するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本3議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第70号下水道事業等の地方公営企業法適用に係る関係条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、平成26年4月1日から、下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用させるため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、第1点として、企業管理者の配置について質疑があり、当局から、下水道課を統合するにあたり検討したが、企業管理者を置かない現体制のままとしたとの答弁があったのであります。

第2点として、地方公営企業法を全部適用させることでの具体的なメリット、デメリットは何かとの質疑があり、当局から、統合すればスケールメリットが出て人員削減ができるであろうと考えていたが、現状での下水道課の職員にかかわる業務は、総務企画課や会計課、財政課等といろいろな部署の人がかかわっているので、逆に負担となる部分もある。ただし、雨水事業が所管から外れるので、わずかではあるが、その分で削減できるのではないかと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番三浦桂寿君

【1番 三浦桂寿君 登壇】

○1番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第71号から第74号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る13日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点に

ついてご報告申し上げます。

第1点として、男鹿総合観光案内所の道の駅登録にかかわる経費及びその進捗状況と物販の考え方並びに同施設への電気自動車充電器の設置について。

第2点として、選挙における開票会場の改善について。

第3点として、市道や農道などの道路補修と防雪柵等設置後の路肩草刈りについて。

第4点として、参議院選挙における期日前と当日の投票率及び投票率低下と投票所の再編との因果関係、並びに高齢者等の投票率向上対策について。

第5点として、男鹿山温泉の調査内容とおが地域振興公社における今後の集客策とあわせ、温泉として活用し、集客力を高めるための市の具体策について。

第6点として、船越地区の普通財産の無償貸付について。

第7点として、光通信の賃貸料と保守管理料等の関連について、などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第71号から第74号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。4番船橋金弘君。

【4番 船橋金弘君 登壇】

○4番（船橋金弘君） 決算特別委員会に付託されました議案第61号平成24年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、先般17日に開会し、正副委員長を互選の後、会計管理者から一般会計及び各特別会計に係る補足説明、さらに監査委員に対し決算審査における総括意見を求め、審査をいたしましたのであります。

各会計の決算概要については省略させていただき、質疑されました主な点について

ご報告申し上げます。

第1点として、経常収支比率の悪化の要因と行財政計画における改善方法及び行財政改革のメインテーマについて質疑があり、当局から、経常収支比率93.3パーセントで、前年度より1.5ポイント高くなっており、その要因は、国有資産等所在市町村交付金の減少と、社会保障費や生活保護費などが増加したことによるものである。今後は、税収の確保や物件費の節減に努めるなど、歳入と歳出の調整を地道にやっていく。また、第3次行政改革の主要テーマは、組織改革と定員管理と考えており、すべての事務事業を再点検し、経費削減に努めるとの答弁があったのであります。

第2点として、基幹産業である農林水産業の生産性を高める施策について質疑があり、当局から、農林水産業の振興については、今までそれなりの支援を行ってきている。平成25年度は、減農薬米の作付拡大への支援や、水産業において6次産業化に努めており、今後も生産者の所得向上につながる施策を講じていくとの答弁があったのであります。

第3点として、地域おこし協力隊について質疑があり、当局から、平成24年度は、琴川地区及び加茂地区に各1名を配置し、琴川地区において、菅笠づくり、加茂地区においては、旧加茂青砂小学校を会場に実施したイベントなどに協力していただいております。それらの活動報告書が提出されているとの答弁があったのであります。

第4点として、職員の有給休暇と代休の取得状況及び代休を使えなかった要因と今後の対応について質疑があり、当局から、職員の有給休暇の取得状況は、平成24年度が1人平均10.3日、消化率は28.5パーセント程度である。振り替え休暇を消化できない職員は130人余りで、1人平均50時間程度残っている。部署別に検証すると、建設課、観光商工課、生涯学習課など、現場を抱えている職場やイベントに取り組んでいる職場において代休を取りきれていない状況である。対応策として、適正な人事配置や職員採用時において技術職の採用をふやすなど、工夫してまいりたい。この後の第3次行政改革において、事務事業の見直しを行い、できるだけ不要不急のものを削るなど、時間外勤務の削減に努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、職員の能力を最大限発揮させるためのスタンスについて質疑があ

り、市長から、職員研修はもちろん大事であるが、常日ごろの仕事の中で、みずからの発想で仕事をつくり、成功に結びつくことが、よい経験となり、職員の能力を高めていくものと考えたとの答弁があったのであります。

第5点として、ジオパークに関する観光客数と今後の具体的な活用等について質疑があり、当局から、日本ジオパーク認定後の活動実績として、行政視察や研修・見学会などを59回実施し、2万6千831人が訪れている。今後は、看板などの設備を整備し、新たな観光資源として活用していきたい。また、教育面でも、地質資源の理解を深めるための博物館的見せ方の工夫をしながら、男鹿市ジオパーク学習センターを開設したものであり、市内の小学生や近隣の子供たち、大学の専門家など、昨年8月の開設以来、平成25年8月までに3千421人の来場者があった。現在、大学の専門家が調査・研究をしている「年縞」についても情報を提供していただくことになっており、子供たちの教育材料として生かせるレベルまでかみ砕いた形で活用したいと考えている。今後は、恵まれた風景や食などの自然豊かな男鹿の資源にジオパークの知的感覚をからめることで、魅力アップにつなげることができると考えており、観光商工課と教育委員会と横断的に連携をしながら取り組んでまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、世界ジオパーク登録推進事業の内容と今後の見通しについて質疑があり、当局から、この事業は、県の緊急雇用創出等臨時対策基金事業を活用した事業で、男鹿半島・大潟ジオパークガイドの養成並びに男鹿半島の学術的にも貴重で美しい地形・地質や地域の特色ある食文化などを総合的に活用したジオツーリズムの取り組みを実施し、世界ジオパーク登録に向けて、その推進を図るものである。事業内容は、ジオパークガイド養成講座及びジオパークガイドセミナー、モニターツアー、ジオパーク検定、ジオフード講習会などを開催したほか、普及啓発グッズを製作し、ジオパーク副読本については小中学校の図書館に配付した。今後は、この事業実績を検証し、このプログラムを継続するのか、または新たなものを加えて実施するのかを検討する。世界登録に向けて行政と市民が一体となって取り組むことが大事であり、各方面にアピールしていきたいとの答弁があったのであります。

第6点として、有害鳥獣の調査結果と電気柵の設置助成について質疑があり、当局から、調査期間は平成24年11月から平成25年4月までで、認定農業者や直売会

員416戸を対象に聞き取り調査をした結果、185戸に被害があった。加害鳥獣は、タヌキ・アナグマが約6割、カラス・カモが約4割、被害作物は、スイートコーンやメロンなどの野菜が39パーセント、梨・ブドウなど果樹が34パーセント、水稲が27パーセントであった。農業者は、ネットや糸などで対応を講じたが、効果は小さく、駆除するため罠の資格取得の機会がほしい旨の要望があった。この調査を受け、男鹿市鳥獣被害防止計画を策定し、さらに進めるため、男鹿市鳥獣被害防止推進協議会を立ち上げている。また、電気柵については、クマやイノシシ、サルなどに効果があると伺っている。アナグマなどへの電気柵の効果を今後研究するとの答弁があったのであります。

さらに委員より、ほかに先駆けた取り組みを期待するとの意見があったのであります。

第7点として、避難準備情報の対応について質疑があり、当局から、このたび、大雨警報、洪水警報が発令されたことから、市内全域に避難準備情報を流した。今は被害がないが、今後発生する危険があるので、避難できる準備をすぐに整えていただくよう放送で周知したとの答弁があったのであります。

第8点として、防災用備品としてリヤカーを配備した目的とその評価について質疑があり、当局から、防災備品については、防災訓練で役立ったとの意見もあった。リヤカーについては、老人や足の悪い方が避難するときなどに利用いただくことで配備したが、利用目的については統一されていない。今後、より有効的活用方法について研究・検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

第9点として、ハタハタに特化した食の伝承について質疑があり、当局から、以前、ハタハタを中心としたイベントなどを実施しているが、今後、商工会や観光協会など関係団体と相談しながら研究させていただきたいとの答弁があったのであります。

第10点として、市税の不納欠損額と収入未済額及び市税徴収体制について質疑があり、当局から、市税における不納欠損額は、前年度と比較し1千860万9千円ほどの増、国民健康保険税については3千200万円ほどの増となっている。その理由は、平成20年度に滞納対策室を設置し、収納の強化を図るとともに滞納者の生活状況、財産状況を調査するなど、担税力調査を強化した結果、平成21年度に執行停止

した案件が例年より多かった。執行停止後3年で納税義務が消滅することから、平成24年度において不納欠損額が増となったものである。また、市税及び国民健康保険税の収入未済額については、前年度よりそれぞれ収納率が向上したことから、あわせて1億2千900万円ほど減少している。徴収体制については、班長のほか10名であり、新規未納者の抑制を重点施策として取り組んでいるとの答弁があったのであります。

第11点として、指定管理者の外部評価の導入について質疑があり、当局から、指定管理者の収支や住民サービスなどの評価は、監査委員が行っているが、今後、外部監査の導入について検討していくとの答弁があったのであります。

第12点として、補助金交付団体数と自立に対する考え方について質疑があり、当局から、運営費補助金と各事業に対する補助金などの交付件数は約100件である。運営費補助金については、各団体の育成という目的から一定の期間を設定し施行すべきと考えるが、各団体の自立は難しい状況にあり、今後、自立に向けて指導をしていくとの答弁があったのであります。

さらに委員より、自立できない団体への対応について質疑があり、当局から、第3次行政改革大綱策定時に団体の運営状況などを精査し、すべての補助金の交付について見直す考えであるとの答弁があったのであります。

第13点として、国民宿舎おがの今後の運営等について質疑があり、当局から、国民宿舎おがは昭和42年に築造し、46年が経過している。部屋の改修などを行いながら運営しており、利用者からは安くてよいとの意見が多くあり、存続したいと考えている。今後、浴場の改修工事なども予定されており、維持費などがかかることから、現在のままで運営するつもりはなく、いずれかの場面で議会と協議していくとの答弁があったのであります。

第14点として、公民館活動の考え方と地区公民館、中央公民館の活用状況について質疑があり、当局から、公民館は社会教育活動推進の実践的な窓口であり、地域住民の生活環境や学習ニーズにこたえるべく、地域と一体となった活動の展開に努めている。今後も各公民館と連携をとりながら、公民館活動の充実を図ってまいりたい。また、地区公民館では、家庭教育、青年教育、成人教育、高齢者教育、各地区のスポーツ関係の事業を実施しており、中央公民館では、文化会館と一体となり、米軍や

自衛隊による吹奏楽などを自主事業として開催しているとの答弁があったのであります。

第15点として、平成23年度末に開所された介護施設の利用状況について質疑があり、当局から、脇本・船越地区に新設また増設されたショートステイ3事業所の利用状況については、それぞれの定員に対し、現在8割以上の入所率であると伺っている。また、若美地区の1事業所については、事業の経験もなかったことなどにより、当初から経営が厳しく、今年6月に経営者がかわる時点では、入所定員28名に対し7名から8名の入所であったと伺っている。当該施設の新しい経営者は三種町等で同様の事業を展開しており、現在21名の入所者と伺っているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、介護施設の利用増に伴う介護保険料等について質疑があり、当局から、介護施設がふえたことで、平成24年度の給付費は前年度比で約2億7千万円増加している。そのうち、ショートステイにかかる増加は2億2千万円程度となっている。給付費が増加すれば介護保険料にも影響があるので、平成27年度からの第6期介護保険事業計画を策定する際には、基金の取り崩しや給付費の精査などにより、可能な限り保険料の抑制に努めてまいりたい。また、今後、介護給付費を抑制するため、健康相談、健康教室や高齢者向けの検診、介護予防教室などを実施して、なるべく介護を受けなく済むよう、高齢者の介護予防に努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

第16点として、介護保険料の引き下げ努力について質疑があり、当局から、介護保険料算定にあたっては、介護認定者数や事業費等を推計し、国、県、支払基金などからの歳入分を引いた残りを保険料に求めるもので、今後、給付費等が増加すれば保険料に影響が出ることになる。平成27年度からの第6期介護保険事業計画を策定する際には、給付費の抑制と、より多く基金を積み立てできるよう、繰越額の確保に努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

第17点として、国民健康保険税の不納欠損と減免について質疑があり、当局から、不納欠損や減免の措置については、地方税法や条例に基づいて実施している。現年の収納率については、前年度より1ポイントよくなっており、収納未済額についても前年度より7千293万円減額している。今後の滞納者への対応は、所得や預貯金

調査をはじめ生活状況などを調査し、実態によっては滞納処分を行うなど適切に対応し、収入未済額の縮小に努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、保険料の引き下げを目的とした医療費の抑制対策等について質疑があり、平成24年度の決算は6千800万円ほどの繰越金となっているが、今後そのほとんどが国庫負担金の精算や支払基金の交付金の精算に充てられ、財政的余裕はないものである。引き続き医療費の抑制のため、特定健康診査や、がん検診の受診率の向上対策、人間ドック検診の一部助成などを行い、早期発見・早期治療で重症化を抑える健康づくりに努める。また、ジェネリック医薬品を普及推進することで医療費の抑制に努めるとの答弁があったのであります。

以上の審査結果により、本特別委員会に付託されました議案第61号平成24年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第61号から第74号までを一括して採決いたします。

本14件に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本14件は、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第61号から第74号までは、原案のとおり可決及び認定されました。

---

### 日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第48号から第50号までが提出されました。この際、本3件を日程に追加し、議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

日程第2 議案第48号から第50号までを一括上程

○議長(吉田清孝君) 日程第2、議案第48号から第50号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

【職員朗読】

議案第48号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」  
のための意見書

議案第49号 経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書

議案第50号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書

---

○議長(吉田清孝君) お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本3件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第48号から第50号までを一括して採決いたします。本3件については原案のとおり決すにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第48号から第50号までは、原案のとおり可決されました。

---

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途はCO<sub>2</sub>排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。よって、下記の事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月26日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

衆議院議長 伊吹文明様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

総務大臣 新藤義孝様

環境大臣 石原伸晃様

農林水産大臣 林 芳正様

経済産業大臣 茂木敏充様

---

#### 経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書

2013年度の地方財政計画において、政府は国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額とそれに応じた地方交付税の減額を推し進めた。このことは、地方自治の根幹に関わる問題であり、到底容認できるものではない。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方行政の計画的な運営」「地方団体の独立性の強化」に資するものでなければならない。この法の目的を実現するためには、地方財政計画が国の政策方針により、一方的に決定されることなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、その規模や地方交付税総額が決定される必要がある。

また、この度政府が取りまとめた「骨太方針」においては、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べて赤字の対GDP比を半減し、2020年度までに黒字化する旨が明記された。この目標達成に向け、地

方財政も国の取り組みと歩調を合わせて抑制を図ることとされており、地方交付税についても厳しい対応となることが見込まれる。しかしながら、被災地の復興、子育て支援、医療・介護などの社会保障、環境対策に加え、依然厳しい状況が続いている地域経済情勢の下、雇用対策や経済活性化対策など地方自治体が担う役割は増大しており、これら地方の財政需要を的確に見積もり、それに見合う地方交付税総額が確保される必要がある。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画における十分な地方交付税総額の確保に向け、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 地方財政計画及び地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針により一方的に決定することなく、国と地方の協議の場において十分な協議をした上で決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の復興、環境対策などの財政需要を的確に把握するとともに、地域の雇用創出、産業経済の活性化対策など、増大する地方の財政需要に見合う対策を講じること。
- 3 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併に係る算定特例の終了を踏まえた財政需要の把握に係る新たな対応策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月26日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

衆議院議長 伊吹文明様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

総務大臣 新藤義孝様

財務大臣 麻生太郎様

---

## 「地方税財源の充実確保」を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。こうした中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

### 記

#### 1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

#### 2. 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等につ

いては、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月26日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

総務大臣 新藤義孝様

内閣官房長官 菅義偉様

経済財政政策担当大臣 甘利明様

---

#### 日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ご配付しております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第3 議員派遣の件

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、ご配付しておりますとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、ご配付しておりますとおり、議員を派遣することに決しました。

---

○議長(吉田清孝君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。  
これにて9月定例会を閉会いたします。

---

午後 2時47分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 米 谷 勝

議 員 高 野 寛 志